

県立観音崎公園における(仮称)横須賀市美術館建設計画の見直しを 求める請願

1 請願の要旨

- (1) 都市計画法から見た観音崎公園内における美術館の必要性
- (2) 走水園地という建設場所と規模の妥当性

2 請願の理由

貴職におかれましては、県民生活向上に多面にわたりご尽力いただき深く敬意を表します。

さて、現在県立観音崎公園内・走水園地に横須賀市が建設計画を進めております(仮称)横須賀市美術館に関しまして、昨年度より市民の多くがこの件に関心を示し、美術館建設延期見直しの署名活動が進み約67,000名の署名を横須賀市に、「美術館建設計画の見直し」の請願を横須賀市議会に提出してまいりましたが、市議会では取り上げられず、現在計画が進行中であり、今秋には着工が予定されております。

この場所は市街化調整区域に属し、かつ第1種風致地区に指定されております。さらに神奈川県アボイドマップによる計画地地盤は液状化想定区域内ということあります。観音崎公園は三浦半島のほぼ東端、東京湾に大きく突き出た岬にあり変化に富んだ自然美あふれる広域公園として整備がなされ、すでに年間230万人の来園者があり広く県民に愛されております。市街化調整区域は本来自然環境や農村・漁業と調和した土地利用を計る目的があり、厳しく市街化を抑制し、開発行為や建築行為の許可を制限することにあります。

国土整備部都市整備公園課都市公園推進班に問い合わせたところ、「環境や景観に配慮し、関係法令に適合していれば、観音崎公園の性格を損ねるものでなく、美術館により公園の利用促進をはかるという相乗効果が期待できる」更に「美術館の必要性は市が判断すべきもの」との見解でしたが、広域公園とは、主として市町村の区域を超える広域レクレーション需要の充足に資する公園とあり、昨年葉山に県立美術館が開館したなかで、多くの市民は、「観音崎公園における美術館の必要性」を市単独で判断することについて、更に、美術館の建設場所(海と緑に恵まれたすばらしい景観を残して来た場所)・規模(土地約2.2haの造成、述べ床面積約7,000m²の建築)について大きな疑問を抱いております。

以上により私達は、今回神奈川県が県立観音崎公園内に美術館建設を承認されることについて、神奈川県公園等審査会による更なる審議をここに依頼し、引き続き

県民に親しまれる新たな自然公園計画を継続されるよう格別のご配慮をお願い致します。

平成16年7月14日

神奈川県議会議長 新堀典彦 殿

住所 神奈川県横須賀市(以下フジノが省略)

氏名 民意が市政に生かされる事を願う会

代表 野村 隆弘